

事務手続きの流れ

1	事業参加希望者は遊休農地解消緊急対策事業に係る参加申込書（市町村様式）を市町村に提出する	
2	市町村は、参加申し込みがあった旨を公社に伝え、推薦業者の選定を行う	
3	市町村は、事前調整を行う	
	① 市町村は、事業参加者や所有者及び推薦業者と工事内容の確認を行う	
	② 所有者は、遊休農地解消緊急対策事業に関する誓約書を市町村に提出する	
	③ 推薦業者は、①の工事内容に即した参考見積書を事業参加者と市町村に提出する	
4	市町村は、事前調整が整ったことを確認し、事前調整に係る書類と見積書を公社に提出する	
5	公社は、遊休農地解消緊急対策事業に係る事前審査を行う	
6	公社は、遊休農地解消緊急対策事業に係る事前審査の結果を市町村に伝える	
	① 不可の場合 不可の理由を伝え、3に戻る	
	② 可の場合	ア 総事業費が補助金の上限を超える場合は、7に進む
		イ 総事業費が補助金の上限を超えない場合は、9に進む
7	市町村は、事業費負担者に対し、緊急対策に関する契約書の内容を説明し記名押印を求める	
8	市町村は、7に記名押印のうえ公社に提出する	
9	市町村は、当事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）を作成する	
	① 事業負担金がある場合は、10に進む	
	② 事業負担金が無い場合は、12に進む	
10	市町村は、公社の農地中間管理事業事前審査会の日を考慮し、事業費負担者から負担金を預かる	
11	市町村は、公社の農地中間管理事業事前審査会の日までに、負担金を公社に入金する	
12	公社は、農地中間管理事業の本審査を行う	
	① 負担金の入金がない場合又は審査会結果で不可だった場合は、3に戻る	
	② 負担金の入金がありかつ審査会結果が可だった場合は、13に進む	
13	公社は、中間管理権を取得する	
	工事に係る事務処理	利用権設定に係る事務処理
14	公社は、業者と業務委託契約を締結し、業務完了届出書等の書類一式を送付する。	壹
15	業者は、契約に基づき作業を行い、業務完了届出書を公社に送付する	貳
16	公社は、業務完了届出書等の検査を行い、額の確定を行う	参
17	公社は、業者に確定額を支払う	